

音更町水防計画

平成29年2月

音更町防災会議

＜音更町水防計画＞

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 用語の定義	1
第4節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	4
第5節 安全配慮	5
第2章 予報及び警報等	7
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	7
第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	7
第3節 指定河川洪水予報	11
第4節 水防警報	14
第5節 水位情報の通知及び周知	17
第3章 雨量・水位等の情報収集及び公表	19
第1節 雨量・水位等の情報収集	19
第2節 水位・雨量等の公表	21
第4章 ダム・水門等の操作	22
第1節 ダム操作	22
第2節 ダム情報系統図	22
第3節 水門等の操作	23
第5章 通信連絡	24
第1節 水防通信網の確保	24
第2節 「災害時優先通信」の利用	24
第3節 電気通信設備の優先利用等	24
第4節 通信連絡系統図	25
第6章 水防施設及び輸送	26
第1節 水防倉庫及び水防資器材	26
第2節 輸送の確保	28
第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所	29
第1節 巡視及び警戒	29
第2節 重要水防箇所	30
第8章 水防組織	31
第9章 水防活動	35
第1節 非常配備体制	35
第2節 警戒区域	38
第3節 水防作業	38
第4節 避難のための立退き	39
第5節 決壊・越水等の通報	40

第10章 協力及び応援	42
第11章 水防信号、水防標識及び身分証票	44
第1節 水防信号	44
第2節 水防標識	45
第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	45
第12章 費用負担と公用負担	46
第1節 費用負担	46
第2節 公用負担	46
第13章 水防報告	49
第14章 水防訓練	51
第15章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	52

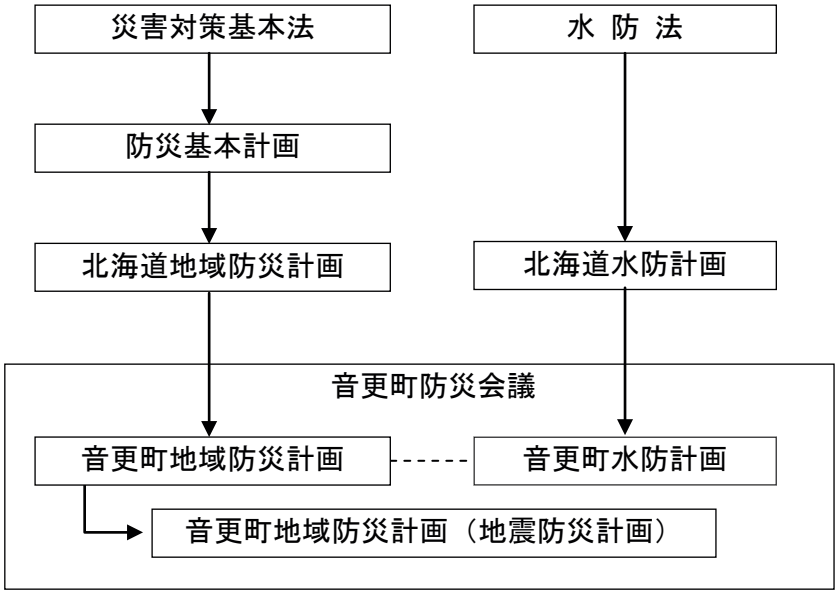
第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる音更町（以下「町」という。）が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 計画の位置付け

本計画は、次に示すとおり北海道水防計画並びに音更町地域防災計画と整合性するものである。



第 3 節 用語の定義

本計画で使用する主な水防用語の意義は次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 1 項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。音更町は、法第 4 条に基づく指定水防管理団体に指定されている。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 2 項）。町では、町長が水防管理者に当たる。

4 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団（法第 2 条第 3 項）をいう。町では、とちち広域消防事務組合音更消防署及び音更町消防団がこれに当たる。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防署長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第4項）。町では、音更町消防団長がこれに当たる。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。指定水防管理団体は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない（法第5条、法第6条）。町では、水防団を置かず、音更町消防団が各水防分担区域の水防活動を行う。

7 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。

北海道（以下「道」という。）の水防計画で定める量水標管理者は、北海道水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知又は周知を行う（法第13条）。

12 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

1.4 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣及び知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

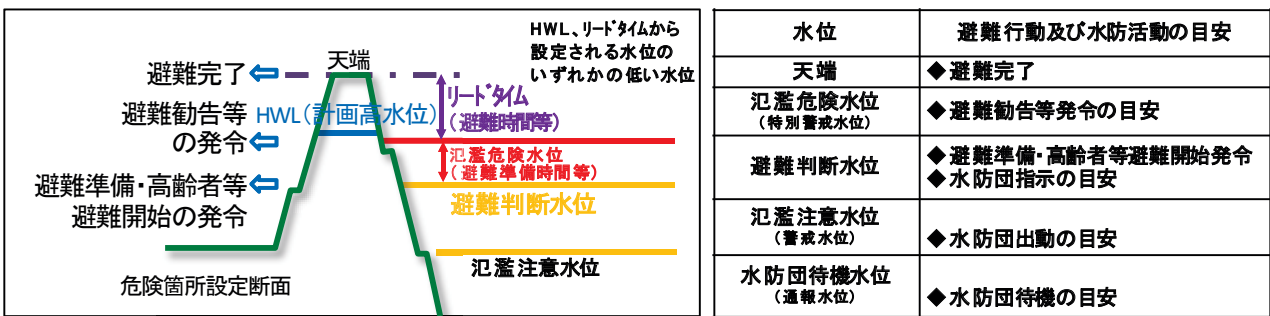
量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

1.5 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。町長の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安となる水位であり、町民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

1.6 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難勧告等の発令判断の目安、町民の避難判断の参考となる水位をいう（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）。



1.7 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び法第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当し、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

1.8 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

1.9 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第4節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に係りのある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 水防の責任

(1) 町の水防責任

町は、その区域における水防を十分に果たす責任を有する。(法第3条)。

(2) 北海道の水防責任

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。(法第3条の6)

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 北海道(十勝総合振興局、帯広建設管理部)

ア 指定水防管理団体の指定(法第4条)

イ 水防計画の策定及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)

ウ 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)

エ 気象予報及び警報の伝達(法第10条第3項)

オ 洪水予報の発表及び通知(法第10条第3項、第11条第1項、第13条の4)

カ 水位の通報及び公表(法第12条)

キ 水位周知河川の到達情報の通知及び周知(法第13条第2項及び第3項)

ク 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条、第14条の2及び第14条の3)

ケ 水防警報の発表及び通知(法第16条第1項、第2項及び第3項)

コ 避難のための立退きの指示(法第29条)

サ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)

シ 水防に関する勧告及び助言(法第48条)

(2) 水防管理団体(音更町)

ア 水防団の設置(法第5条)

イ 水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)

ウ 平常時における河川等の巡視(法第9条)

エ 水位の通報(法第12条第1項)

オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)

カ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)

キ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)

ク 警戒区域の設定(法第21条)

ケ 警察官の援助の要求(法第22条)

コ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防署長への応援要請(法第23条)

サ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)

シ 公務負担(法第28条)

ス 避難のための立退きの指示(法第29条)

セ 水防協力団体の指定(法第36条)

(3) 指定水防管理団体(音更町)

指定水防管理団体は、前項のほか次の事項を行わなければならない。

ア 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置(法第5条第2項)

イ 水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表(法第33条第1項、第2項及び第3項)

ウ 毎年の水防訓練の実施(法第32条第2項)

(4) 音更町防災会議

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置(法第15条)

- (5) 国土交通省（北海道開発局帯広開発建設部）
 - ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、第13条の2）
 - ウ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - エ 水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項、第13条の2）
 - オ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）
 - カ 重要河川における知事などに対する指示（法第31条）
 - キ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ク 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (6) 気象庁（釧路地方气象台、帯広測候所）
 - ア 気象予報及び警報の通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- (7) 量水標管理者
 - 水位の通報及び公表（法第12条第1項及び第2項）
- (8) 居住者等
 - 水防活動への従事（法第24条）

第5節 安全配慮

洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

また、水防管理団体の長は、水防団員自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

1 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- (3) 水防活動には、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

【水防法に定める各機関の役割】

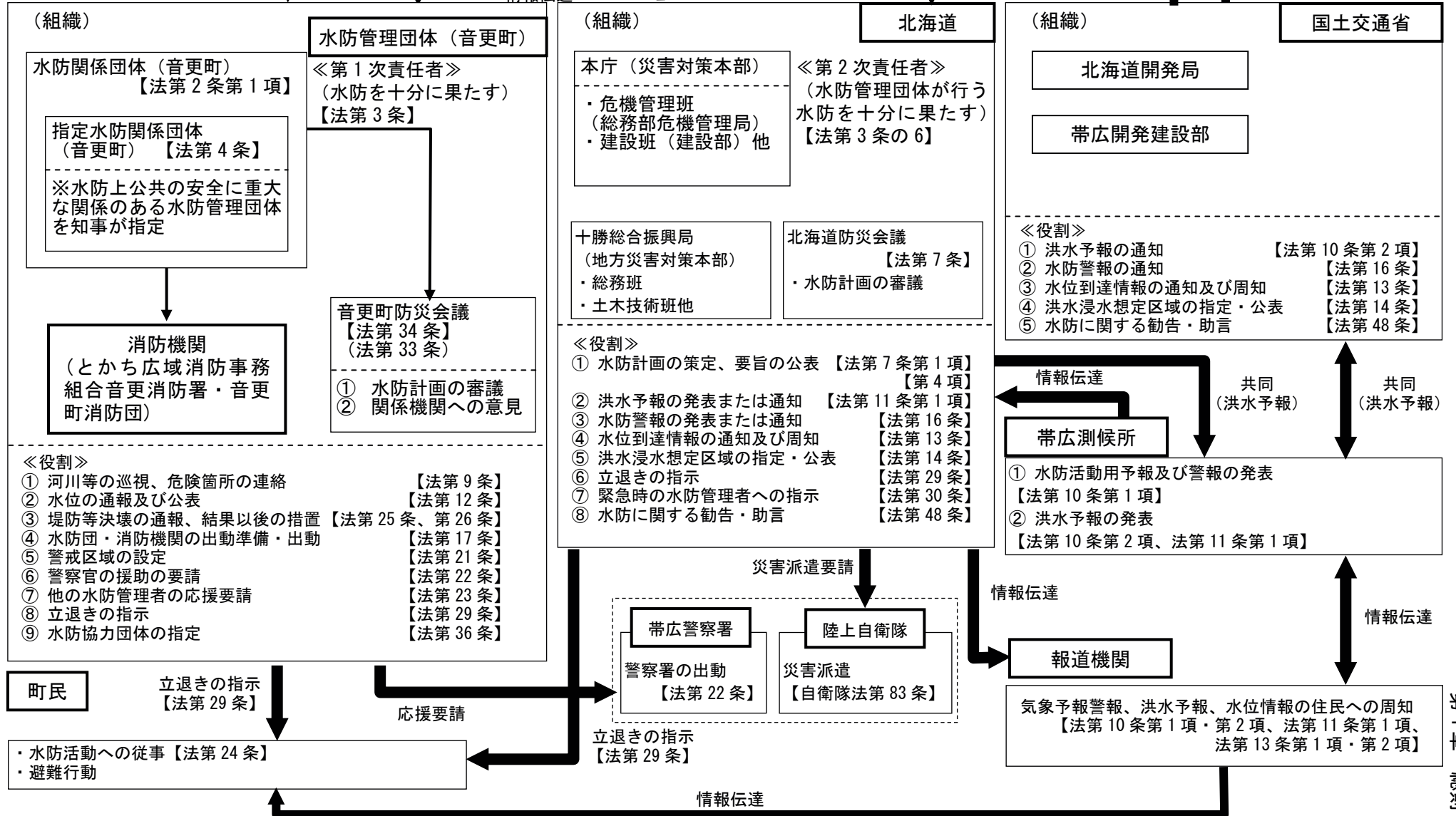
勧告・助言 【法第 48 条】
洪水浸水想定区域の通知 【法第 14 条】

情報伝達洪水浸水想定区域の通知 【法第 14 条】
緊急時指示 【法第 30 条】
勧告・助言 【法第 48 条】

勧告・助言 【法第 48 条】

情報伝達

情報伝達



第2章 予報及び警報等

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予報警報 〔法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項〕	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	気象官署（札幌管区 気象台、釧路地方気 象台、帯広測候所）	一般向け注意報及び警報 の発表をもって代える
指定河川洪水予報 〔法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項〕	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同 （帯広開発建設部、 帯広建設管理部、 上記気象官署）	指定河川について、水 位又は流量を示して行う 予報
水防警報 （法第16条）	待機・準備・出動・指示・ 解除	北海道開発局 北海道 （帯広開発建設部、 帯広建設管理部）	指定河川地域の水防管理 団体に水防活動を行う必 要があることを警告して 発表

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

1 水防活動の利用に適合する予報及び警報

法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定により札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

(1) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

ア 音更町の府県予報区等

項目	区域
府県予報区	釧路・根室・十勝地方
一次細分区域	十勝地方
二次細分区域	音更町
市町村等をまとめた地域	十勝中部

イ 大雨の特別警報発表基準

現象の種類	特別警報の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

※1 気象庁では、降水量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断し発表する。

※2 町における雨に関する50年に一度の値の指標は、以下のとおりである。

48時間降水量：195mm、3時間降水量：67mm、土壌雨量指数：146

注) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

ウ 大雨及び洪水警報発表基準

発表の種類		発表基準
大雨	雨量基準	1時間雨量45mm
	土壌雨量指数基準	112
洪水	流域雨量指数基準	然別川流域=28 土幌川流域=16
	指定河川洪水予報による基準	十勝川【帯広】 音更川【土幌・音更】

エ 大雨及び洪水注意報発表基準

発表の種類		発表基準
大雨	雨量基準	1時間雨量25mm
	土壌雨量指数基準	75
洪水	流域雨量指数基準	然別川流域=22 土幌川流域=10
	指定河川洪水予報による基準	十勝川【帯広】 音更川【土幌・音更】

オ 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

発表の種類		発表基準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm

※資料編2-1：気象警報・注意報発表基準

(2) 指定河川洪水注意報及び警報

法10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	内 容
〇〇川（指定河川） 洪水注意報	洪水予報河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 〇〇川氾濫注意情報との標題で発表する。
〇〇川（指定河川） 洪水警報	洪水予報河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 氾濫が広域に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。〇〇川氾濫警戒情報、〇〇川氾濫危険情報または〇〇川氾濫発生情報との標題で発表する。

2 気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 地方情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や町民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

(2) 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、町民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析））したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

(4) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」の発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町が避難勧告等を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう、北海道と札幌管区気象台が共同で発表する防災情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地滑り等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

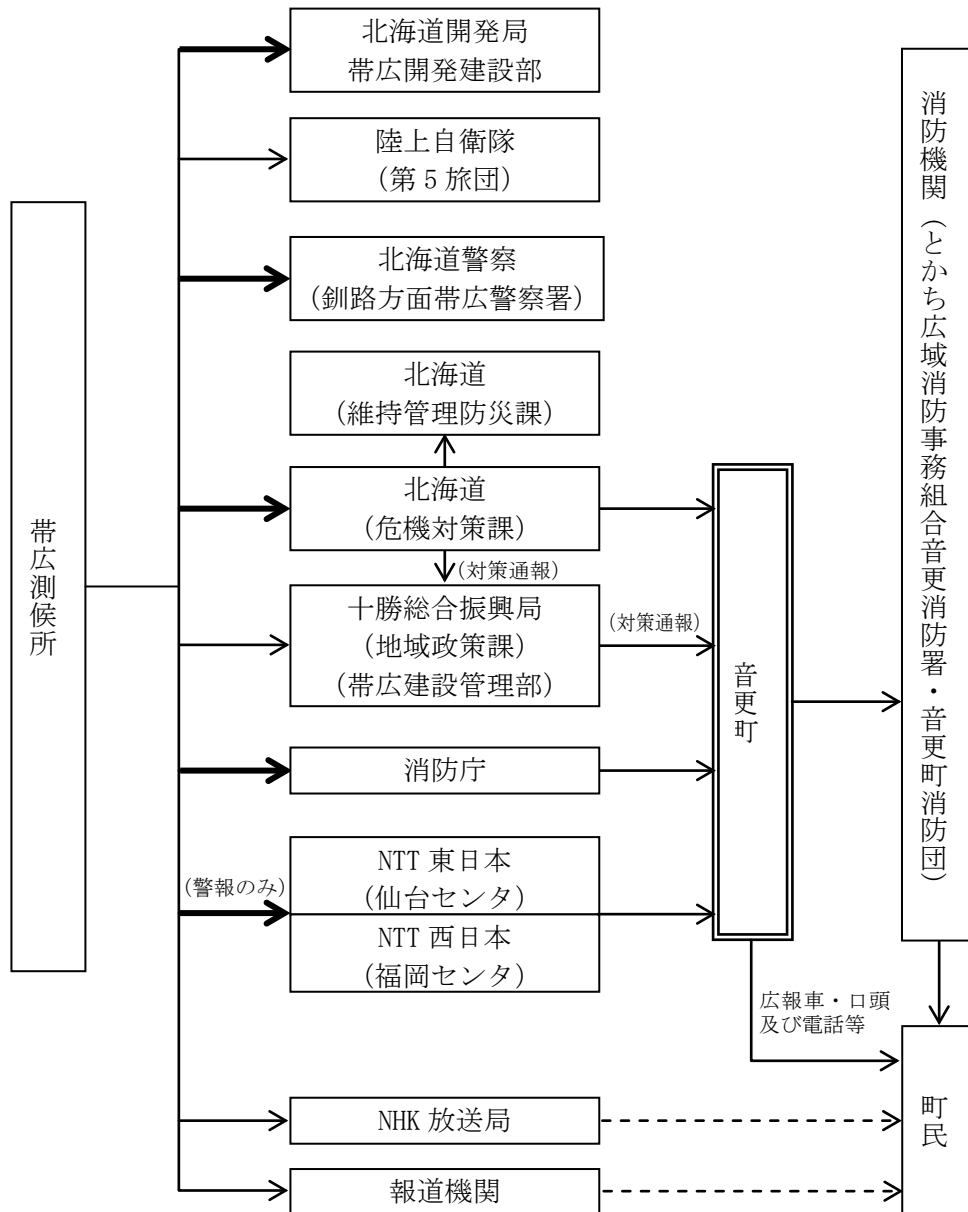
以上の各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

- ア 台風に関する気象情報
- イ 大雨に関する気象情報
- ウ 記録的短時間大雨情報
- エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

3 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

町は、気象業務法第15条の規定に基づき、道より帯広測候所からの法第10条第1項及び気象業務法第14条の2の規定による気象及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けた場合、下記の伝達系統図に基づき、水防活動の利用に適合する予報及び警報を町民に伝達するものとする。

なお、気象官署から発せられる気象予報及び警報等は、消防庁及び道は気象情報伝送処理システム（「アデス」という）、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者（関係市町村長）へ通知されるとともに、NTT東日本・西日本から警報事項が市町村に通知される。



(注: —▶ は法定伝達経路、---▶ は放送又は無線)

第3節 指定河川洪水予報

知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、知事が指定した河川について、洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

1 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

洪水の危険のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	町・町民に求める行動等
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	・ <u>町民の避難完了</u>
レベル4(危険)	洪水警報	氾濫危険水位(特別警戒水位)	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき	・町は避難勧告等の発令を判断 ・町民は避難を判断
レベル3(警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	・町は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 ・町民は、氾濫に関する情報に注意し避難を判断
レベル2(注意)	洪水注意報	氾濫注意水位(警戒水位)	〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	・水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		・水防団待機

2 国の機関が行う洪水予報

(1) 洪水予報河川

法第10条第2項の規定により、国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を行う河川のうち町に関わる河川は、次のとおりである。

ア 洪水予報を行う河川、区域及び実施機関

水系名	河川名	基準地点	区域	実施機関
十勝川	十勝川	共栄橋 帯広 茂岩	左岸：上川郡清水町字熊牛38番の5地先～海 右岸：上川郡新得町字屈足東2線25番地先～海	帯広開発建設部 釧路地方気象台 帯広測候所
	音更川	士幌 音更	左岸：河東郡士幌町字士幌幹西3線187番地先 ～十勝川への合流点 右岸：河東郡士幌町字上音更基線204番地先 ～十勝川への合流点	

イ 洪水予報の対象となる基準観測所

洪水予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
十勝川	十勝川	共栄橋	上川郡清水町字人舞東1線 (kp93.6)	143.50	144.30	145.20	145.40
		帯広	帯広市大通北2丁目2-2地先 (kp56.6)	34.20	35.20	36.80	37.40
		茂岩	中川郡豊頃町牛首別29線261番地 (kp21.0)	6.20	6.90	10.00	10.90
	音更川	士幌	河東郡士幌町字百戸 (kp30.0)	206.10	206.50	207.30	207.90
		音更	河東郡音更町字下音更東1線37-7地先 (kp9.1)	72.40	73.10	73.80	74.20

ウ 洪水浸水想定区域

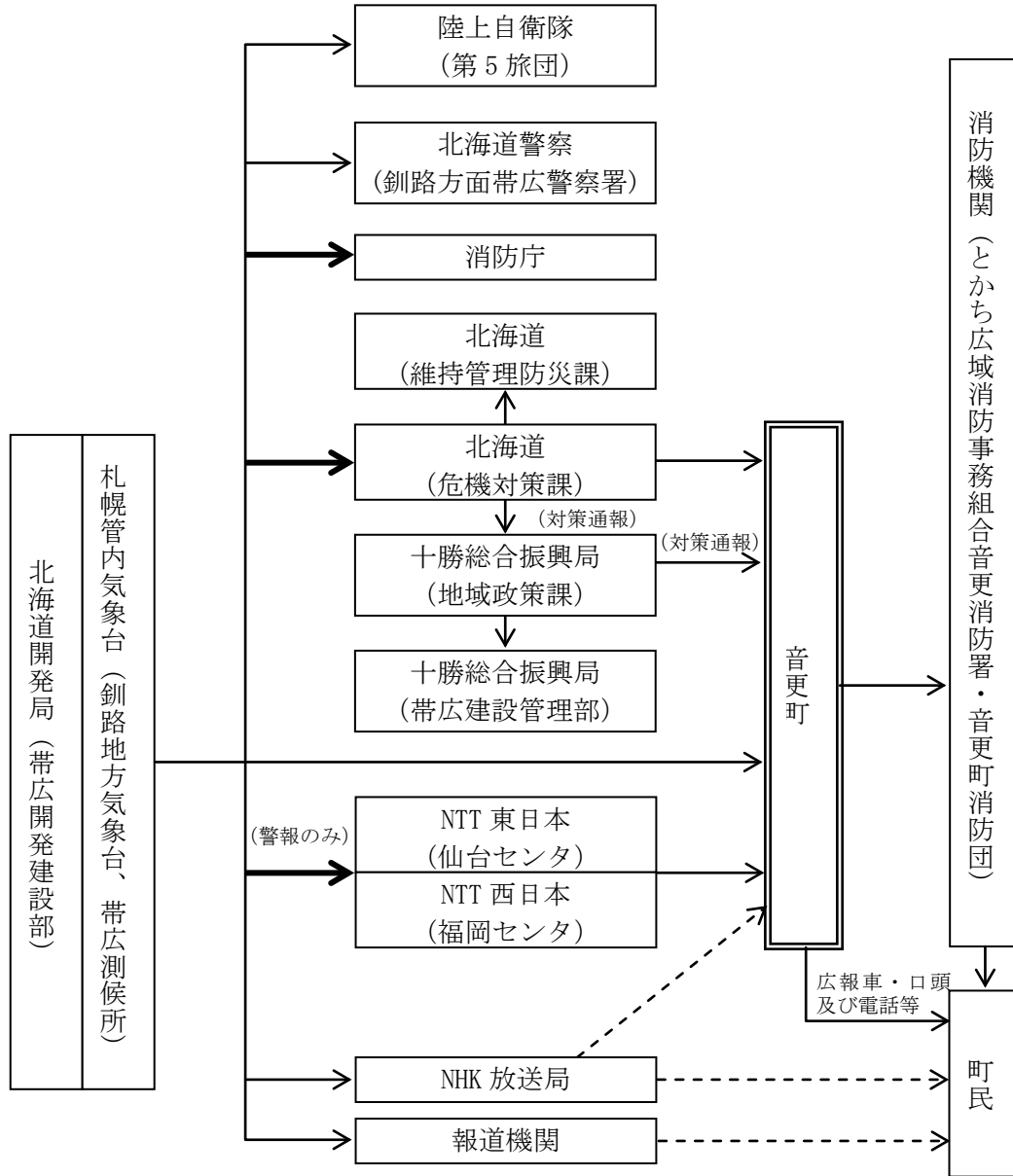
洪水予報河川の洪水による浸水想定区域は、資料編3-4のとおりである。

※資料編3-4：音更町浸水想定区域図

(2) 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図

指定河川洪水予報は、気象官署から道にはアデス、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者（町長）へ通知される。

町における国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の伝達系統図は次のとおりである。



(注: —▶ は法定伝達経路、- - -▶ は放送又は無線)

第4節 水防警報

知事は、法第16条第1項及び第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

ア 河川における水防警報

種類	内 容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達しなお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

3 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 水防警報指定河川等

法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川等）のうち町に関わる河川は次のとおりである。

ア 水防警報を行う河川、区域及び実施機関

水系名	河川名	基準地点	区域	実施機関
十勝川	十勝川	共栄橋 帯広 茂岩	左岸：上川郡清水町字熊牛38番の5地先～海 右岸：上川郡新得町字屈足東2線25番地先～海	帯広開発建設部
	音更川	士幌 音更	左岸：河東郡士幌町字士幌幹西3線187番地先 ～十勝川への合流点 右岸：河東郡士幌町字上音更基線204番地先 ～十勝川への合流点	

※北海道水防計画別表3より抜粋。

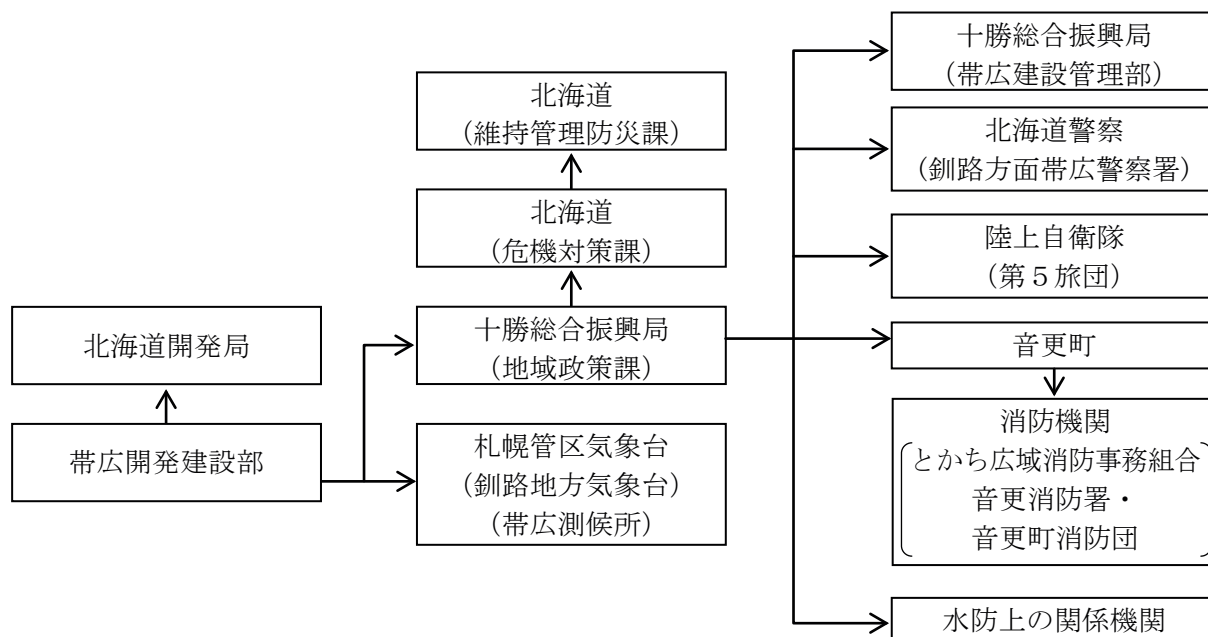
イ 水防警報の対象となる基準観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
水系	河川						
十勝川	十勝川	共栄橋	上川郡清水町字人舞東1線 (kp93.6)	143.50	144.30	145.20	145.40
		帯広	帯広市大通北2丁目2-2地先 (kp56.6)	34.20	35.20	36.80	37.40
		茂岩	中川郡豊頃町牛首別29線261番地 (kp21.0)	6.20	6.90	10.00	10.90
	音更川	士幌	河東郡士幌町字百戸 (kp30.0)	206.10	206.50	207.30	207.90
		音更	河東郡音更町字下音更東1線37-7地先 (kp9.1)	72.40	73.10	73.80	74.20

※川の防災情報及び北海道水防計画別表3・8より抜粋。

(2) 伝達系統図

国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。



4 知事が行う水防警報

(1) 水防警報指定河川

法第16条第1項の規定により、知事が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川）のうち町に関わる河川は、次のとおりである。

ア 水防警報を行う河川、区域及び実施機関

水系名	河川名	区域	実施機関
十勝川	鈴蘭川	左岸：河東郡音更町字音更西1線35番2地先～幹川への合流点 右岸：河東郡音更町字音更西2線36番1地先～幹川への合流点	十勝総合振興局 帯広建設管理部

※川の防災情報及び北海道水防計画別表5より抜粋。

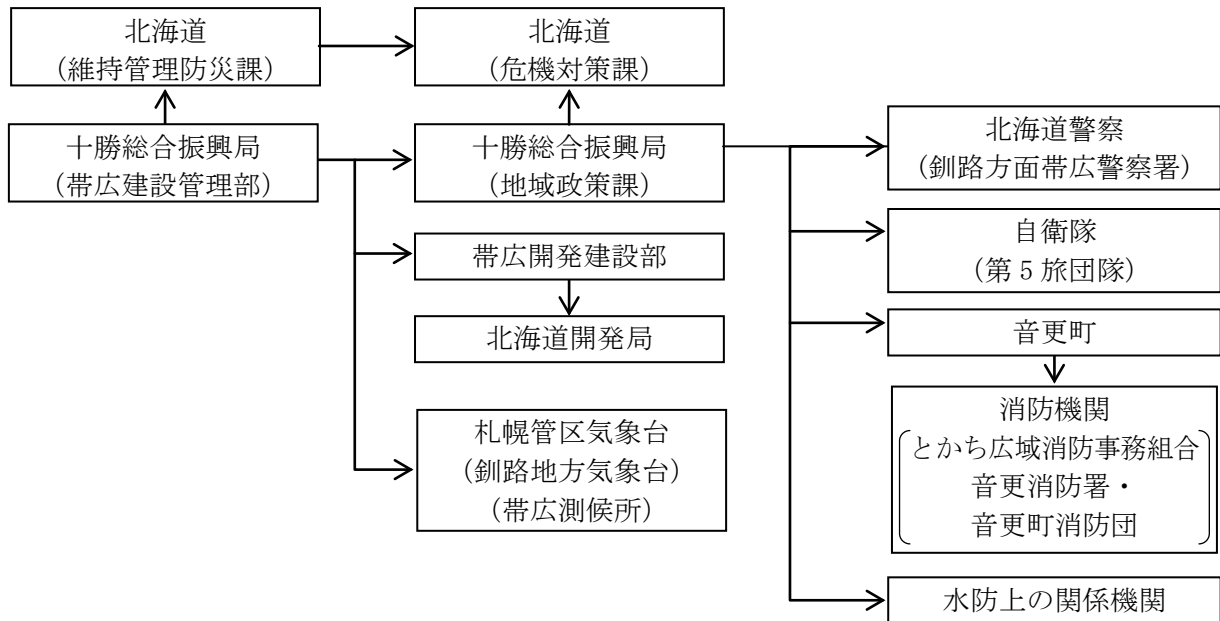
イ 水防警報の対象となる基準観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
水系	河川						
十勝川	鈴蘭川	鈴蘭川	河東郡音更町木野西通8丁目4番16地先 河川敷線（音更川への合流点から 1.2km）	46.40	46.69	46.95	47.89

※川の防災情報及び北海道水防計画別表5より抜粋。

(2) 伝達系統図

知事が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。



第5節 水位情報の通知及び周知

法第13条の規定により国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をしたときは、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

国土交通大臣及び知事が指定した河川の洪水特別警戒水位は、天端から町民への情報伝達、避難準備及び避難所への避難に要する時間の水位上昇を差し引いた水位（氾濫危険水位）であり、氾濫危険水位設定に当たっては、過去の水位観測データ、流域の特性、避難に関する情報、既定の計画水位などを総合的に判断して決定するものとする。

なお、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

1 知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 水位周知河川

法第13条第2項の規定により、知事が水位情報の通知を行う指定河川（水位周知河川）のうち町に関わる河川は、次のとおりである。

なお、避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、十勝総合振興局長とする。

ア 水位到達情報の通知を行う河川、区間及び実施機関

水系名	河川名	水位周知区間	実施機関
十勝川	鈴蘭川	左岸・右岸：河東郡音更町字音更西一線29番3地先の五月橋 下流端～音更川への合流点	十勝総合振興局 帯広建設管理部

※北海道水防計画別表5より抜粋。

イ 水位到達情報の対象となる基準観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
水系	河川							
十勝川	鈴蘭川	鈴蘭川	河東郡音更町木野西通8丁目4番16地先 河川敷線（音更川への合流点から1.2km）	46.40	46.69	46.95	47.89	48.30

※川の防災情報及び北海道水防計画別表5より抜粋。

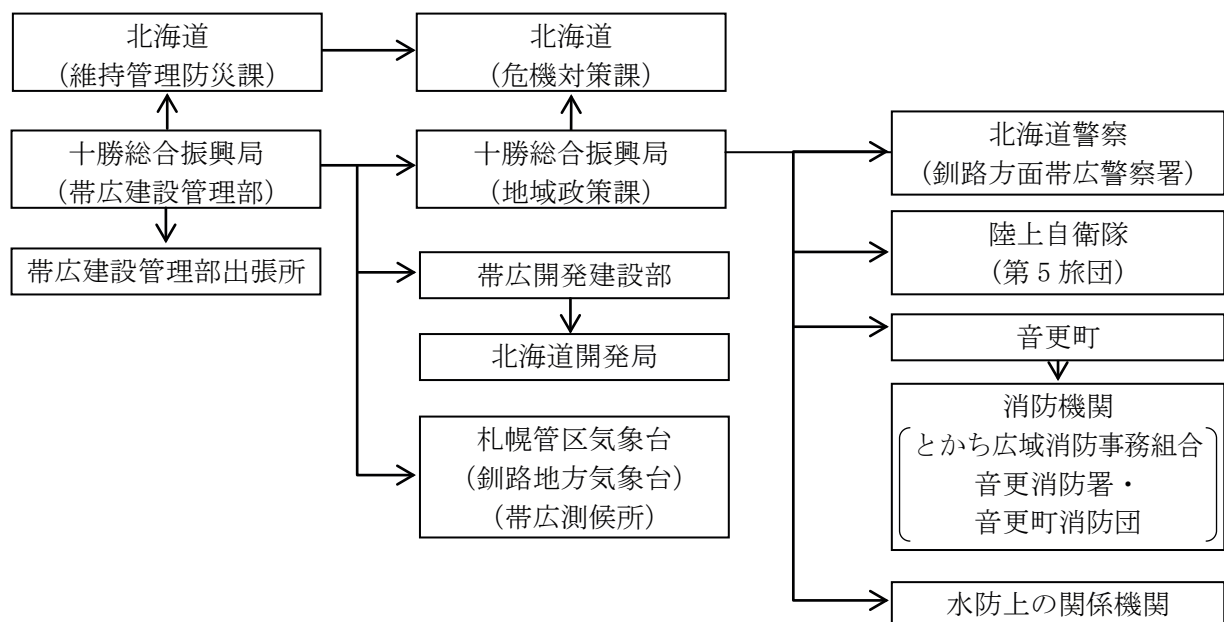
ウ 洪水浸水想定区域

水位到達情報の通知の対象となる河川の浸水想定区域は、資料編3-4のとおりである。

※資料編3-4：音更町浸水想定区域図

(2) 水位情報の伝達系統

知事が行う水位情報の伝達系統図は、次のとおりである。



第3章 雨量・水位等の情報収集及び公表

第1節 雨量・水位等の情報収集

1 雨量・水位の観測所

町に關係する国土交通省及び知事が管理する主要な水位及び雨量の観測所、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）等は、次のとおりである。

(1) 国で管理する雨量・水位観測所

ア 雨量観測所

水系名	河川名	観測所名	所管	観測所所在地
十勝川	長流枝内川	長流枝内	開発局	河東郡音更町字長流枝幹線170番地の1
	ペンケチン川	更生	開発局	河東郡音更町西中音更北17線
	その他	駒場（気象）	気象台	河東郡音更町駒場北町

※川の防災情報及び北海道水防計画別表9より抜粋。

イ 水位観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
水系	河川							
十勝川	十勝川	共栄橋	上川郡清水町人舞東1線	143.5	144.3	145.2	145.4	146.72
		帯広	帯広市大通北2丁目2-2地先	34.2	35.2	36.8	37.4	38.26
	音更川	士幌	河東郡士幌町士幌幹西2線	206.1	206.5	207.3	207.9	209.32
		音更	河東郡音更町字下音更東1線37-7地先	72.4	73.1	73.8	74.2	74.96
	士幌川	旭橋	河東郡音更町下士幌	28.0	28.6	-	-	-

※川の防災情報及び北海道水防計画別表8より抜粋。

(2) 北海道で管理する雨量・水位観測所

ア 雨量観測所

水系名	河川名	観測所名	観測所所在地
十勝川	士幌川	士幌川	河東郡音更町字豊田東7線15番5地先河川敷
	音更川	清水谷	河東郡上士幌町字上士幌244番1
	鈴蘭川	音更	河東郡音更町北明台2番1

※川の防災情報及び北海道水防計画別表6より抜粋。

イ 水位観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
水系	河川							
十勝川	鈴蘭川	鈴蘭川	河東郡音更町木野西通8丁目4番16地先 河川敷線（音更川への合流点から1.2km）	46.40	46.69	46.95	47.89	48.30
	音更川	音更川	河東郡上士幌町字上士幌基線242番7 地先河川敷	264.79	265.63	-	266.42	266.42

※川の防災情報及び北海道水防計画別表6より抜粋。

2 雨量・水位等の情報収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

また、水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、水位、雨量等必要な情報の収集に努めるものとする。

(1) 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	http://city.river.go.jp/ (注：ID・パスワードにより利用、携帯電話用有り)	雨量・水位情報、 レーダー観測情報、 水防警報、洪水予報等
気象庁 防災情報提供システム	http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login	気象情報、解析雨量

(注) ※貸与されたID・パスワードにより利用

(2) 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)	雨量・水位情報、 レーダー観測情報、 水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、 道路情報、河川情報、 メール配信サービス
札幌管区気象台 ホームページ	http://www.jma-et.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、 レーダー・ナウキャスト

3 障害時の水位・雨量の情報収集

水防管理者は、北海道開発局及び道より所管する観測所の水位及び雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときに、別図の水位等通報系統図に基づき、電話、ファクシミリ又は電子メール等により通報される情報を収集するものとする。

(1) 水位

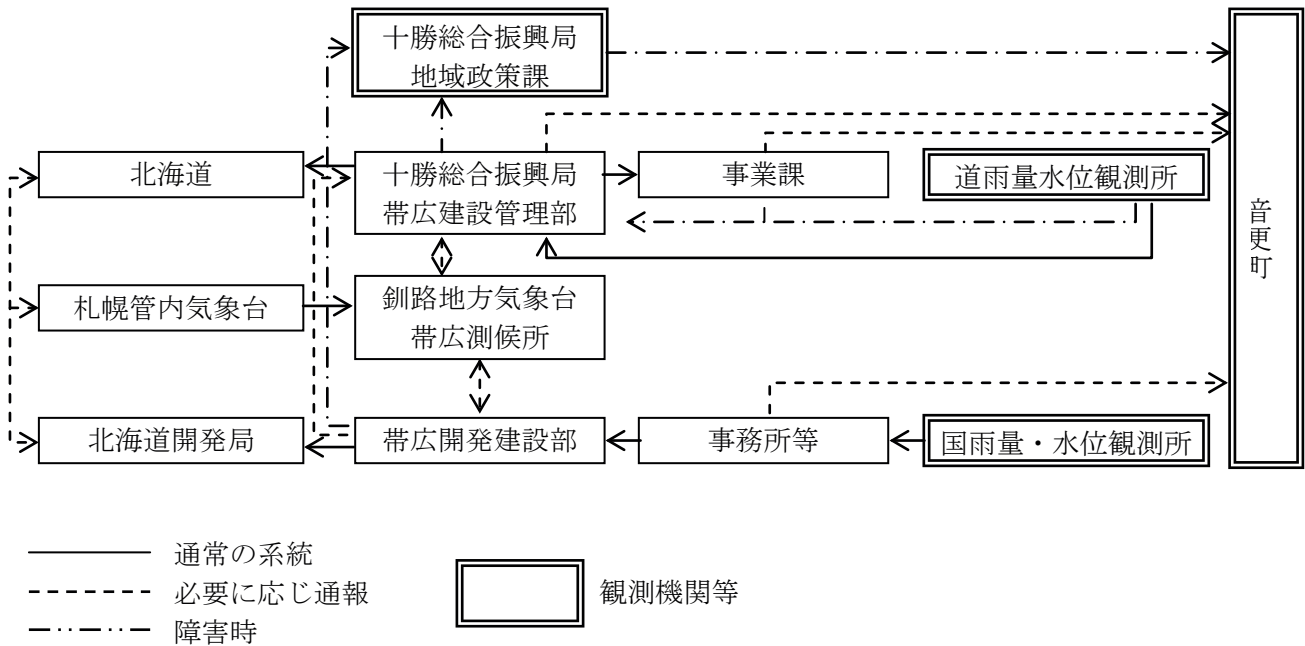
- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ウ 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- エ 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- オ 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(2) 雨量

- ア 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- イ 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

(別図)

【水位等の情報収集系統図】



第2節 水位・雨量等の公表

水防管理者又は水防に関係ある機関は、帯広測候所からの気象予報や警報、道及び北海道開発局からのそれぞれ管理する観測所の水位及び雨量のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページ等に掲載することにより常時公表されている水位や雨量等の情報を収集し、報道機関や町のホームページ等を通じて、随時町民へ公表するものとする。

また、情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されているが、法第12条第2項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときに、前記ホームページに掲載される「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」の情報を収集し、随時町民へ公表するものとする。

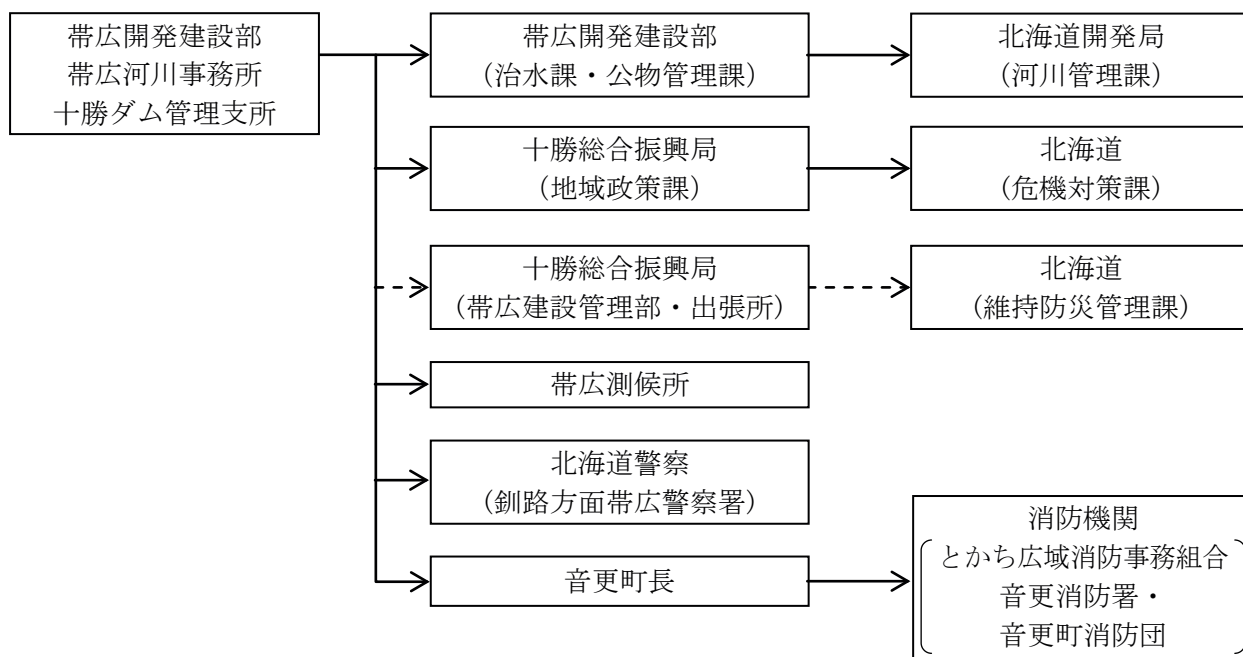
第4章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム操作

- (1) 直轄ダムの管理者（河川管理者）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第14条）。
- (2) 利水ダム管理者は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法に基づき河川管理者から承認を受けたダム操作規程等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第47条）。
- (3) ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をするものとする。
- (4) ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。
- (5) 河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。
 - ア 予備放流の指示
 - イ 貯留制限の指示
 - ウ 洪水調節の指示
 - エ 解除の指示

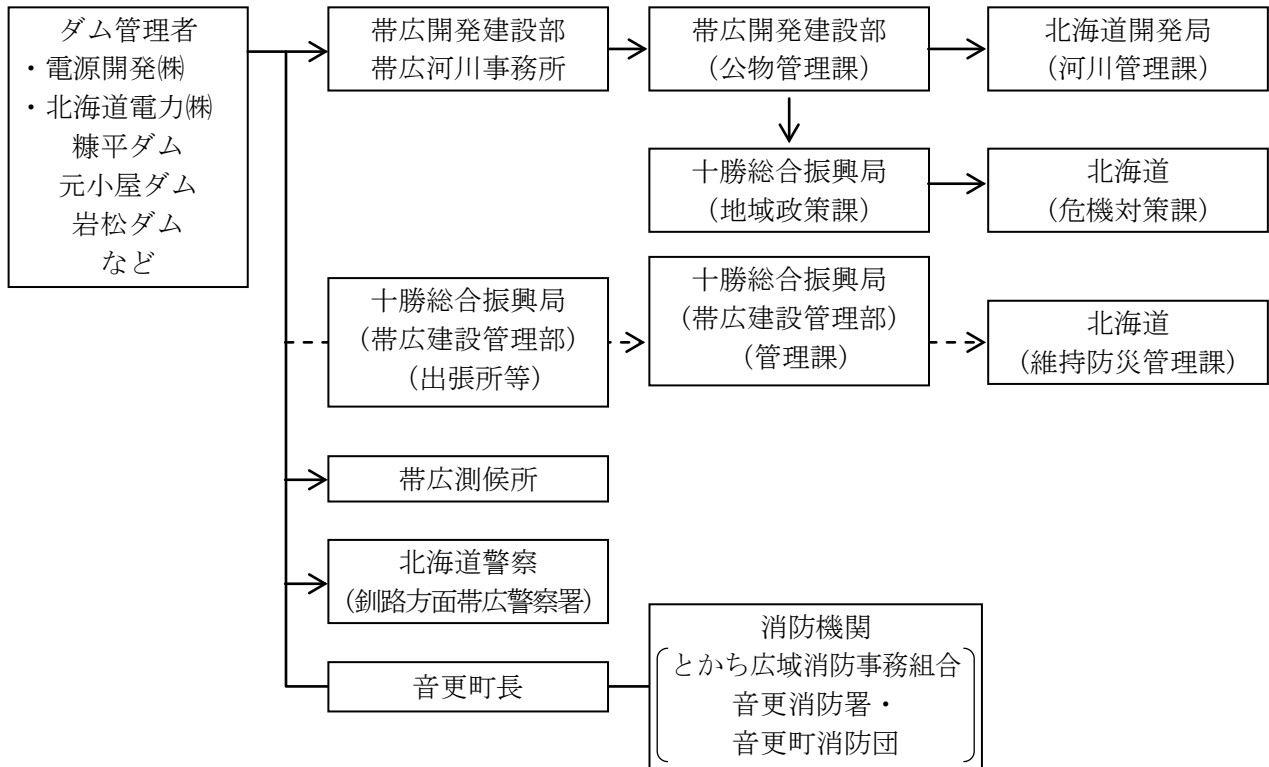
第2節 ダム情報系統図

- (1) 直轄ダム
直轄ダムの情報系統図は次のとおりである。



(2) 利水ダム

利水ダム（国許可）の情報系統図は次のとおりである。



第3節 水門等の操作

(1) 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

(3) 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。

第5章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

- (1) 通信連絡施設等の整備強化
水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。
- (2) 北海道の通信連絡
道の通信連絡は、基幹通信網である北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）及び公衆電気通信設備により行うものとする。
- (3) 水防管理団体の通信施設
水防管理団体は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。
- (4) 連絡責任者
水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第2節 「災害時優先通信」の利用

- (1) 災害時優先通信の取り扱い
災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。
これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき災害時優先通信を利用することができる。
- (2) 災害時優先通信の申込方
利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3節 電気通信設備の優先利用等

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

第4節 通信連絡系統図

水防を実施するための通信連絡系統は、次のとおりである。

【通信連絡系統】

機関名	連絡責任者	所在地	電話番号
木野支所	所長	音更町木野大通西6丁目1	31-2101
音更消防署	署長	音更町木野西通16丁目1	30-3322
十勝総合振興局	地域政策課主幹	帯広市東3条南3丁目	26-9023
帯広開発建設部	治水課長	帯広市西4条南8丁目	24-4105
帯広開発建設部 帯広河川事務所	所長	幕別町西町145	25-1294
十勝総合振興局 帯広建設管理部	事業課 施設保全室主査 (管理)	帯広市東3条南3丁目	27-8708
株式会社 NTT東日本 - 北海道 北海道東支店	総括担当課長	帯広市西4条南5丁目	23-8920
北海道電力株式会社 東支店	支店長	帯広市西5条南7丁目2	24-5161
帯広警察署 音更交番 木野交番 駒場駐在所 十勝川駐在所	所長 巡查部長 " "	音更町大通11丁目3 " 木野大通東7丁目 " 駒場市街 " 十勝川温泉	42-2151 31-2151 44-2120 46-2151
音更町農業協同組合	管理部長	音更町大通5丁目1	42-2131
木野農業協同組合	管理部長	音更町木野大通西6丁目1	31-2131
十勝大雪森林組合	総務課長	音更町東通15丁目5	42-2301
音更町商工会	事務局長	音更町大通8丁目4	42-2246
日本郵便株式会社 北海道支社音更郵便局	局長	音更町新通19丁目1	42-2360
電源開発株式会社 東日本支店 上士幌電力所	所長	上士幌町字上士幌東2線228の3	01564- 2-4101

※資料編4-11：通信連絡系統図

第6章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 水防倉庫及び水防資器材

指定水防管理団体は、重要水防箇所に必要な応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。

また、施設管理者は、平常時から管理に万全を期し、有事に際しては、その機能が十分発揮できるように努めるものとする。

町内の水防倉庫及び水防資器材、樋門樋管の設置場所等は、次のとおりである。

※資料編6-13：水防倉庫所在地及び水防用資器材の保管状況（別表1）

※資料編6-14：水防用土砂堆積・採取状況（別表2）

※資料編6-15：樋門樋管一覧

2 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

なお、水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は道の備蓄資器材を使用する場合には、帯広開発建設部長又は十勝総合振興局長に電話にて承認を受けるものとする。

(別表1)

【水防倉庫所在地及び水防用資器材の保管状況】

水防資器材	保管先	車両センター倉庫	木野水防倉庫	合計	備考
	所在地	北明台2	木野大通東7-1		
	電話	42-3363	42-2111		
PP土壌		1,000枚	8,000枚	9,000枚	
麻袋			150枚	150枚	
発電機		2機	1機	2機	
水中ポンプ		4台	1台	5台	
同上ホース		9本	2本	11本	
バリケード		36基	115基	151基	
通行止標識		10枚	25枚	35枚	
マーカーライト		7本		7本	
同上乾電池		16本		16本	
同上電池ケース		19本	21本	40本	
同上クランプ			25個	25個	
マーカーライト		6本	94本	100本	
懐中電灯			10本	10本	
同上乾電池			84本	84本	
一輪車		3台	10台	13台	
角スコップ		5丁	20丁	25丁	
剣先スコップ		3丁	25丁	28丁	
ツルハシ大		6丁	1丁	7丁	
ツルハシ小		3丁	6丁	9丁	
カケヤ		2丁	8丁	10丁	
クリッパー		1丁	6丁	7丁	
ペンチ		1丁	10丁	11丁	
虎ロープ			8束	8束	
シート			23枚	23枚	
番線		1束	8束	9束	
なまし鉄線		2巻	4巻	6巻	
シノ		2本	10本	12本	
鉄クイ			30本	30本	
手のこ		6丁	8丁	14丁	
ナタ		2丁	3丁	5丁	
大ハンマー			2丁	2丁	
セフティーコーン		2個	50個	52個	
同上ポール			25個	25個	
セルハイパー		3個	47個	50個	

(平成28年12月20日現在)

※資料編6-13：水防倉庫所在地及び水防用資器材の保管状況（別表1）

(別表2)

【水防用土砂堆積、採取状況】

地区名	土砂の堆積、採取場所	数量
音更川	字東音更幹西1線75先	50,000m ³
鈴蘭	字下音更北5線西18-1先	50,000m ³

※資料編6-14：水防用土砂堆積・採取状況（別表2）

第2節 輸送の確保

1 輸送路線の確保

十勝総合振興局長及び帯広開発建設部長は、非常の場合における消防団員及び作業員並びに水防用資器材等の輸送の確保を図るため、帯広警察署、町その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

2 水防管理者の措置

水防管理者は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

3 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、音更町地域防災計画 第5章第14節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所

第1節 巡視及び警戒

1 河川等の巡視（平常時）

法第9条の規定により、水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認められる箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 非常警戒（出水時）

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、要水防区域内の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに帯広開発建設部長又は十勝総合振興局長等の河川管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状況
- (5) （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他構築物と取付部分の異常
- (7) ため池については、次の事項に注意するものとする。
 - ア 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - イ 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - ウ 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - エ 流入水及び浮遊物の状況
 - オ 周辺の地滑り等の崩落状況

第2節 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

1 国土交通省管理重要水防箇所

国土交通省（帯広開発建設部）管理河川における重要水防箇所のうち町に関わる箇所は、資料編3-5のとおりである。

※資料編2-4：重要水防箇所評定基準

※資料編3-5：音更町重要水防箇所一覧及び区域図（帯広開発建設部）

2 道管理重要水防箇所

道（帯広建設管理部）管理河川における重要水防箇所のうち町に関わる箇所は、資料編3-6のとおりである。

※資料編2-4：重要水防箇所評定基準

※資料編3-6：音更町重要水防箇所一覧（帯広建設管理部）

第8章 水防組織

1 水防に関する協議

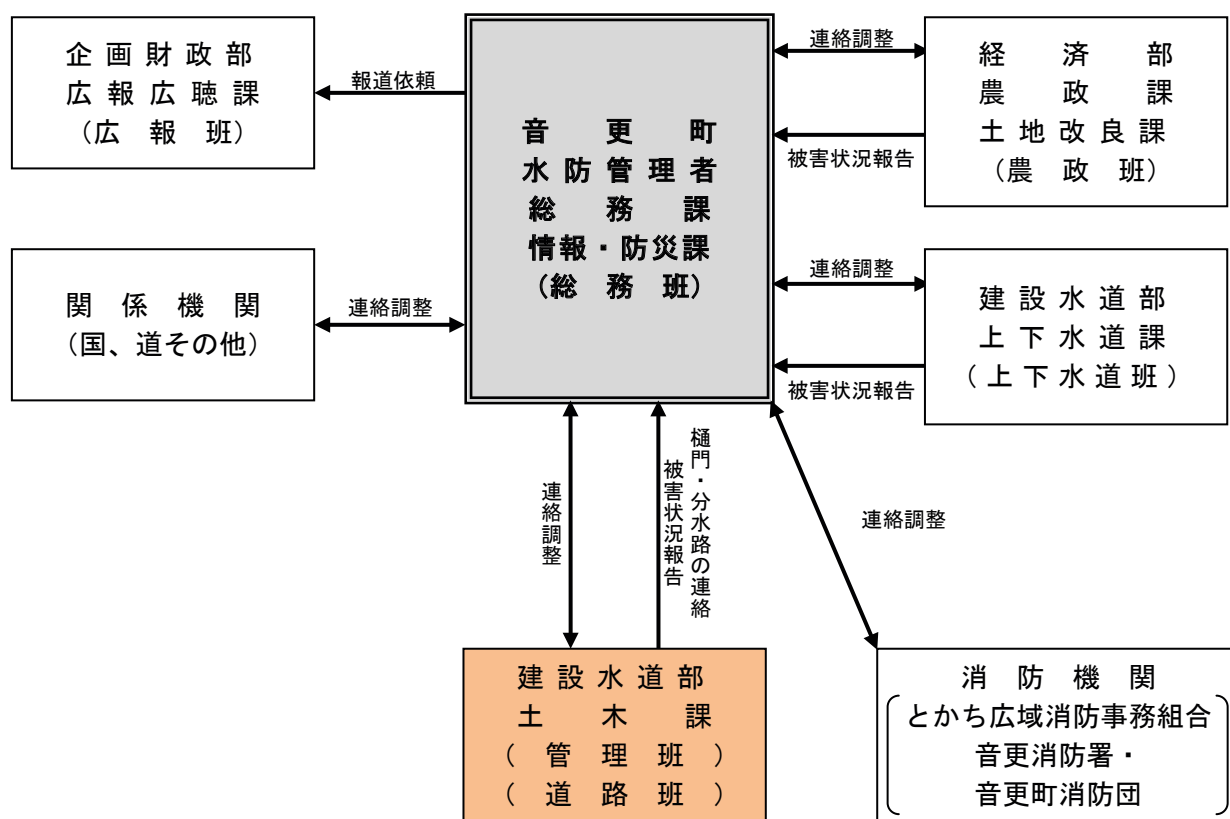
法第34条の規定により、水防計画その他水防に関する重要な事項の調査審議は、音更町防災会議において行うものとする。

2 町の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、町は役場に水防本部を設置し、以下の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

※資料編4-4：音更町水防本部組織図



3 所掌事務

所掌事務は、下表のとおりとする。

部	課	班	業務分担
総務部	総務課 情報・防災課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の庶務及び各部との連絡調整 ・気象予報（注意報含む）、警報、特別警報及び情報等の収集、伝達 ・災害状況取りまとめ、災害記録 ・国・道に対する要請及び報告など
企画財政部	広報広聴課	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整など
経済部	農政課 土地改良課	農政班	<ul style="list-style-type: none"> ・危険水防区域の警戒巡視など
建設水道部	土木課	管理班 道路班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請、保護及び応急対策 ・危険水防区域の警戒巡視 ・道路の通行禁止区域及び制限措置の調整 ・公園、緑地、街路樹等の被災調査及び応急対策 ・市街地の浸水防止対策など
	上下水道課	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設及び下水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請など
消防機関	とまち広域 消防事務組合 音更消防署 音更町消防団	-	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の警戒、水防活動など

※資料編4-5 音更町水防本部業務分担

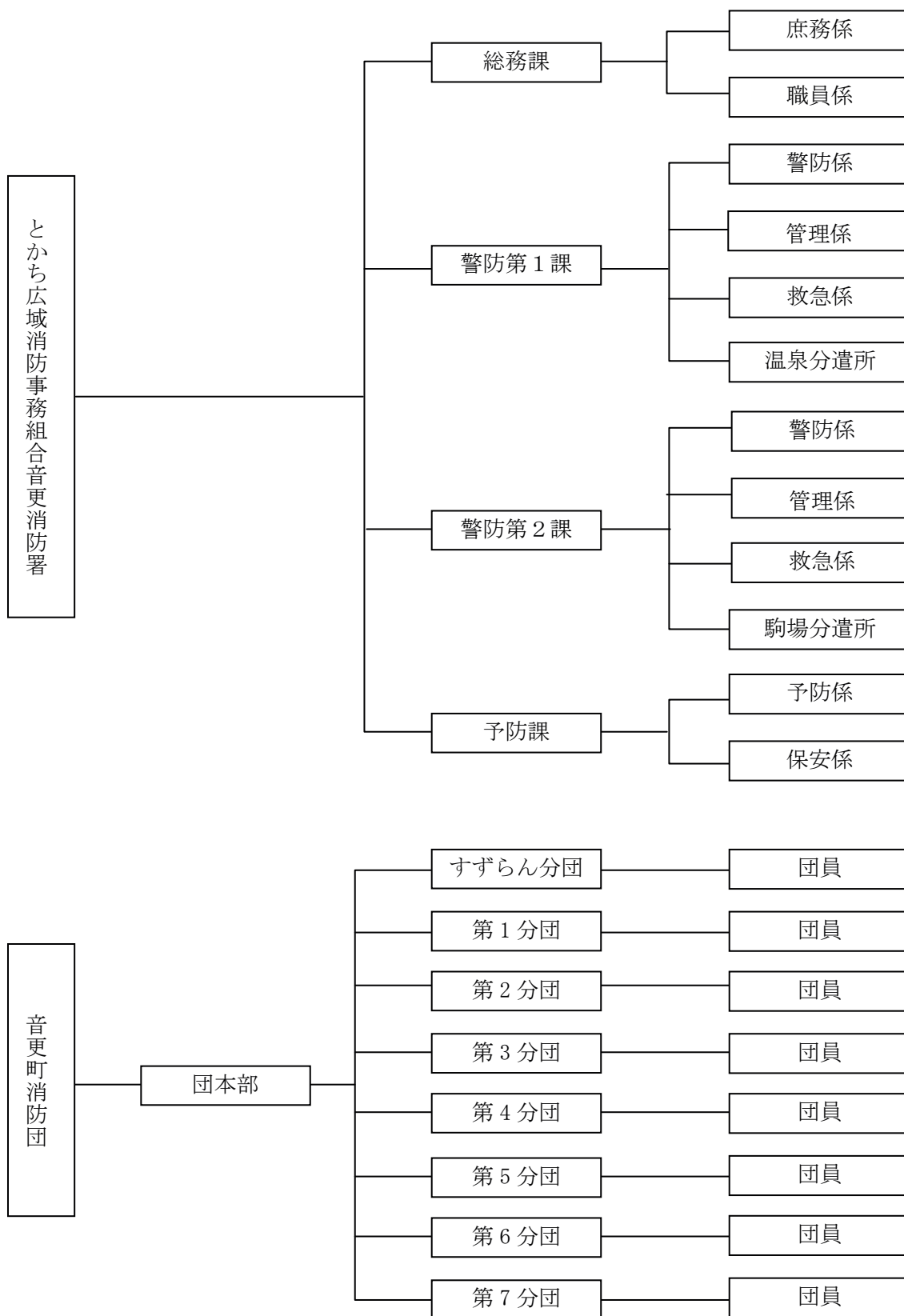
4 消防機関の組織

消防機関の組織は、別表1及び別表2（資料編4-3及び4-6参照）のとおりである。

※資料編4-3：消防組織図

※資料編4-6：消防団の水防分担区域及び配置人員

(別表1) 消防組織図



※資料編4-3：消防組織図

(別表2) 消防団の水防分担区域及び配置人員

部及び分団 の名称	消防団員の階級別定員								所管区域
	団長	副 団長	分団長	副分 団長	部長	班長	団員	計	
本部	1	2						3	町内一円
すずらん分団			1	1	2	2	10	16	町内一円
第1分団			1	1	3	3	16	24	大和(北9線以北)、住吉、東住吉、開進(北9線以北)、西昭和、東昭和、元昭和、昭和、中昭和、北昭和、福平、共和、音幌、東昭栄、昭栄、九線大和(北9線以北)、及び音更市街並びに音更市街周辺の区域内一円
第2分団			1	1	3	3	16	24	藤ヶ丘、北藤ヶ丘、開進(北9線以南)、九線大和(北9線以南)、大和(北9線以南)、南大和、然別、鈴蘭、柳町、緑陽台及び木野市街並びに木野市街周辺の区域内一円
第3分団			1	1	3	3	12	20	門前、高校、西駒場、中駒場、北駒場、東中音更、大牧、共進、牧場、誉、北上、北栄、上然別及び駒場の区域内一円
第4分団			1	1	3	3	16	24	春日、桜田、富丘、北進、相生、栄進、栄進南、旭、東旭、栄、長流枝及び温泉の区域内一円
第5分団			1	1	2	3	9	16	武儀、南武儀、南中新政、富士、忍、東平和、北林、元林、勲、錦、瑞穂、柏葉、東豊田、豊秋、光、稔、報徳、八千代及び稲穂の区域内一円
第6分団			1	1	2	3	9	16	高倉、朝日、鎮鍊、矢部、東土狩及び万年の区域内一円
第7分団			1	1	2	3	9	16	共力、友進、牧、北柏、南柏、下牧、大盛、上牧、更生、光和、西大牧及び西中の区域内一円
計	1	2	8	8	20	23	97	159	

※音更町消防団規則より抜粋。

※資料編4-6：消防団の水防分担区域及び配置人員

第9章 水防活動

第1節 非常配備体制

1 町の非常配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備体制により水防業務を処理するものとする。町職員の非常配備体制は、音更町地域防災計画 第3章 第2節「5 警戒体制及び非常配備体制」に定めるところに準じ、以下のとおりとする。

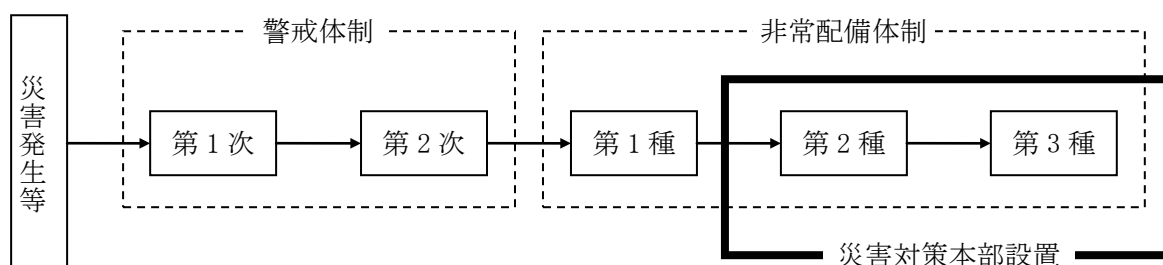
本町において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、警戒体制又は非常配備体制を指令する。

(1) 体制の区分

体制の区分は、次のとおりとする。また、配備基準、配備体制及び活動内容は、別表のとおりである。

※資料編4-7：音更町災害時に係る警戒体制及び非常配備体制

【体制の区分】



(別表)

区分	【第1次警戒体制】
配備基準	気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき。
配備体制	情報・防災課が情報収集及び連絡にあたる。
活動内容	1 情報・防災課長は、気象、地象、水象に関する情報の収集を図り、必要に応じ関係部課へ状況を通知する。 2 第2次警戒体制関係課の部課長は（自宅）待機とし、状況によっては速やかに参集できる体制とする。 3 総務課長は、状況に応じて、全職員を（自宅）待機とすることができる。
区分	【第2次警戒体制】
配備基準	1 上記警報発令状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 2 今後災害が発生するおそれがあり、災害対策に備える必要があるとき。
配備体制	1 情報・防災課長は、次の部課長を招集し、部課長は必要に応じ所属職員を招集して巡視、情報収集にあたる。 (1) 経済部 農政課、土地改良課 (2) 建設水道部 都市計画課、土木課、建築住宅課、上下水道課 (3) その他関係部課 2 その他の部課長は（自宅）待機とし、状況により速やかに参集できる体制とする。
活動内容	1 情報・防災課長は、気象、地象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 2 情報・防災課長は、関係部課と情報収集、情報提供、活動状況等についての情報連絡にあたる。 3 各部課長は、情報・防災課長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時、所属職員に対し必要な指示をする。 4 総務課長は、状況に応じて、その他の部課の職員を（自宅）待機とすることができる。

区分	【第1種非常配備体制】
配備基準	1 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 2 今後更に被害が拡大するおそれがあるとき。
配備体制	1 第2次警戒体制に係る部課長は必要な所属職員を招集する。 2 状況に応じ、その他の部課長を招集する。 3 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備体制に移行できる体制とする。
活動内容	1 関係部課長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を情報・防災課長に報告するものとする。 (1) 初期の災害対策活動にあたる。 (2) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 (3) 災害対策に関係する協力機関及び町民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
区分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
配備体制	1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2 本部長は、各対策部所属の必要な職員を招集し、直ちに災害対策の実施にあたる。 3 事態の推移に伴い、速やかに第3種非常配備体制に移行できる体制とし、その他の職員は（自宅）待機とする。
活動内容	1 各対策部長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 (1) 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できるように所要の人員を非常配備させる。 (2) 災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。
区分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
配備体制	1 各対策部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。
活動内容	各対策部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。

※資料編4－7：音更町災害時に係る警戒体制及び非常配備体制

2 消防機関の非常配備体制

法第17条の規定により、町は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

(1) 出動準備

水防管理者は次の場合、消防機関に対し出動準備をさせるものとする。

- ア 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水等の危険が予想される時。
- イ 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。
- ウ 河川の水位が水防団待機水位に達して、なお上昇のおそれがあるとき、かつ出動の必要が予測される時。
- エ その他気象状況等により洪水の危険が予想される時。
- オ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに消防機関を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

- ア 水防警報により出動の指令が発令されたとき。
- イ 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、危険を予知したとき。
- ウ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。
- エ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

【消防機関の非常配備体制】

種別	配備の時期	配備の内容
待機 (第1非常)	1 水防警報指定河川に水防警報(待機)が発令されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発令され、かつ、河川等の状況により待機が必要であると認められたとき。 3 知事から待機の指示を受けたとき。	1 消防職・団員のうち分団長以上の招集を行い、状況に応じ直ちに出動できるよう非番の職員に対し、自宅待機を指示する。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行う。
準備 (第2非常)	1 水防警報指定河川に水防警報(準備)が発令されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発令され、かつ、河川等の状況により水防活動の準備が必要であると認められたとき。 3 知事から出動準備の指示を受けたとき。	1 消防職全員及び消防団員の一部を招集し、各隊の編成を行う。 2 水防本部に連絡員の派遣を行い連絡情報の収集に努める。 3 出動車両の点検整備及び救命ボートの組立整備を行う。 4 水防資器材及び各隊装備機材の整備、準備を行う。 5 出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行う。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行う。
出動 (第3非常)	1 水防警報指定河川に水防警報(出動)が発令されたとき。 2 大雨警報や洪水警報、大雨特別警報や記録的短時間大雨情報等が発表され、かつ、雨量水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき。 3 知事から出動の指示を受けたとき。	1 消防職・団員の全部を招集し、隊の編成を行うとともに、現地に出動し、水防活動及び避難救助活動を行う。

※資料編4-12 消防機関の非常配備体制

第2節 警戒区域

1 警戒区域の指定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

2 警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

※資料編6-16：水防工法

第4節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか音更町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

また、避難勧告等の発令にあたっては、別冊の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）」及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」を参考に行うものとする。

(1) 法第29条の規定により、洪水に伴う氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを勧告又は指示、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保（以下、屋内安全確保）を指示することができる。その際、要配慮者に対しては、多様な手段を活用して確実に伝達するとともに、避難支援に万全を期するものとする。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するものとする。解除した場合も同様とする。

(3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第5節 決壊・越水等の通報

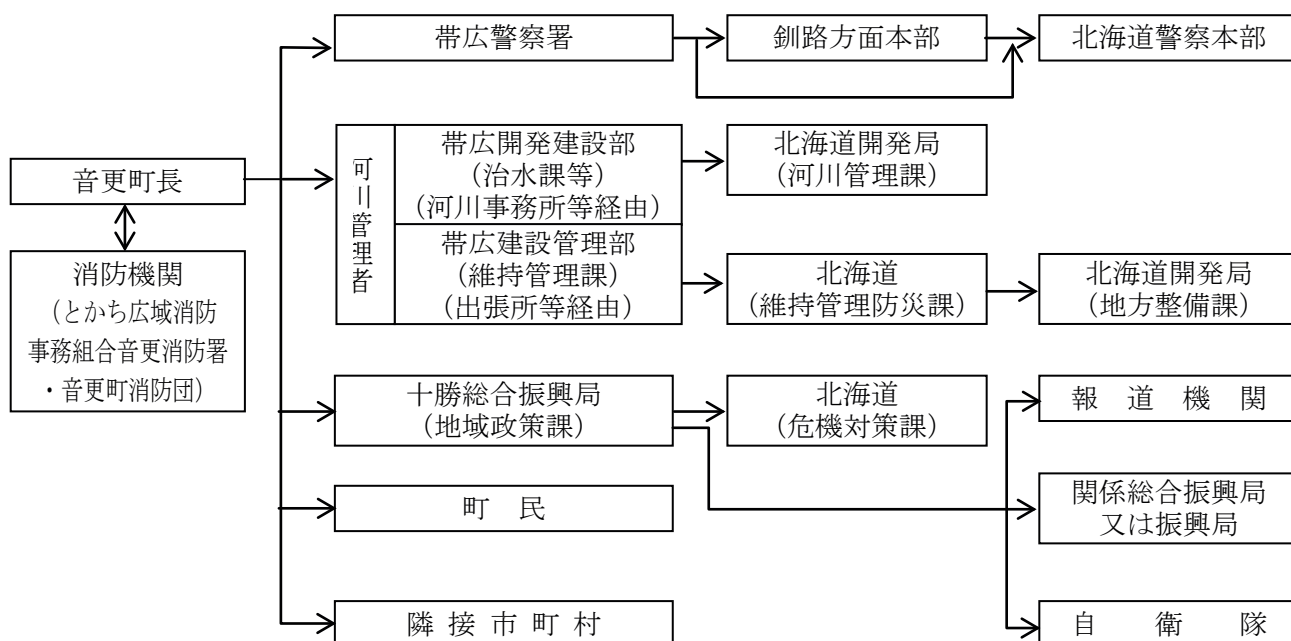
1 決壊・越水等の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又はダム等の管理者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2 堤防等の決壊・越水等通報系統図

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。

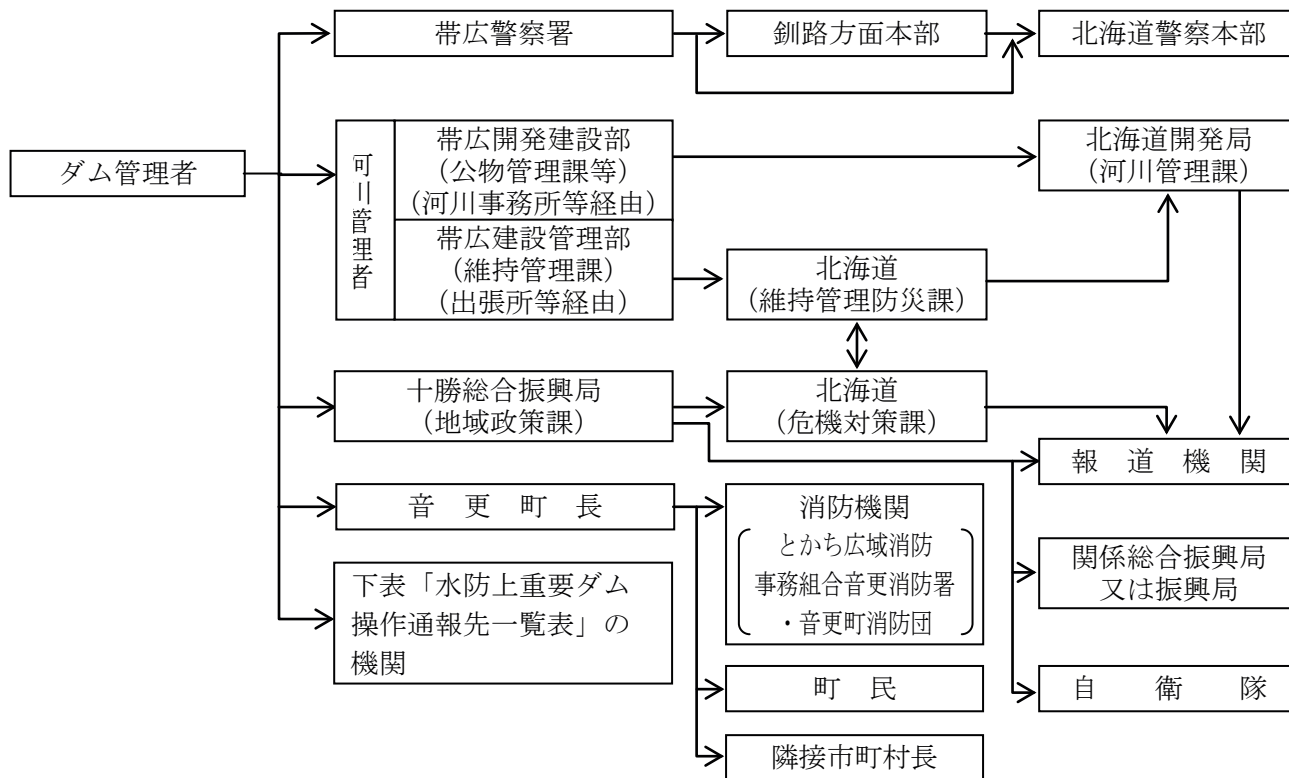


音更町
水防管理者
(情報・防災課長)
(音更消防署長)

通報先	担当者	電話
帯広警察署長	警備課	25-0110
帯広開発建設部長	治水課	24-4105
帯広河川事務所長	工務課	25-1294
十勝総合振興局 帯広建設管理部長	維持管理課	26-9211 27-8708
十勝総合振興局長	地域政策課	26-9023
帯広市長	総務課	24-4111
幕別町長	町民課	54-2111
池田町長	総務課	015-572-3111
士幌町長	総務企画課	01564-5-5211
鹿追町長	町民課	0156-66-4031
清水町長	総務課	0156-62-2111
芽室町長	総務課	62-9720
町民		

3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



【水防上重要ダム操作通報先一覧表】

番号	水系名	河川名	ダム名称	位置	管理者名	通報先に対する周知	住民に対する周知
1	十勝川	音更川	糠平	河東郡上士幌町 字糠平	電源開発(株)	加入電話 専用電話	サイレン 警報車
2	十勝川	音更川	元小屋	河東郡上士幌町 字元小屋	電源開発(株)	加入電話 専用電話	サイレン 警報車

※北海道水防計画の別表12より抜粋。

4 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

5 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第10章 協力及び応援

1 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

(1) 北海道開発局長の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- オ 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

(2) 知事の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

2 水防管理団体相互間の応援

法第23条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防署長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防署長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

法第23条第2項の規定により、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は法第23条第1項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

なお、近隣水防管理団体の応援体制は別表1のとおりである。

※資料編5－9：近隣市町村水防管理団体の応援

3 警察官の援助の要求

法第22条の規定により、水防管理者等は、水防のため必要があると認めるときは、帯広警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

なお、警察官の応援要請は別表2により行うものとする。

※資料編5－10：警察官の応援要請

4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により、水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、音更町地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法
- (6) その他参考となるべき事項

(別表1) 近隣市町村水防管理団体の応援

音更町水防管理者 (情報・防災課長)	帯広市水防管理者 (総務課長)	2 4 - 4 1 1 1
	とちろ広域消防事務組合	2 6 - 0 1 1 9
	幕別町水防管理者 (町民課長)	5 4 - 2 1 1 1
	池田町水防管理者 (総務課長)	0 1 5 - 5 7 2 - 3 1 1 1
	士幌町水防管理者 (総務企画課長)	0 1 5 6 4 - 5 - 5 2 1 1
	鹿追町水防管理者 (町民課長)	0 1 5 6 - 6 6 - 4 0 3 1
	清水町水防管理者 (総務課長)	0 1 5 6 - 6 2 - 2 1 1 1
	芽室町水防管理者 (総務課長)	6 2 - 9 7 2 0

※資料編5-9：近隣市町村水防管理団体の応援

(別表2) 警察官の応援要請

応援又は協力を求める事項	要請(通知)先		要請(通知)者 (担当)	根拠
	担当	電話		
警戒区域への立入禁止等の措置	帯広警察署長 (警備課長)	2 5 - 0 1 1 0	消防署長	水防法 第21条 第2項
警察官の出動			水防管理者 (情報・防災課長)	水防法 第22条
警察通信施設の使用			水防管理者 (情報・防災課長)	水防法 第27条 第2項
退避・立退きの場合における措置			消防署長	水防法 第29条
			水防管理者 (情報・防災課長)	

※資料編5-10：警察官の応援要請

第 1 1 章 水防信号、水防標識及び身分証票

第 1 節 水防信号

法第 2 0 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- (1) 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

【水防信号】

方法区分	サイレン信号	摘要
第 1 信号	5秒－15秒5秒－15秒5秒－15秒 ○－休止○－休止○－休止	氾濫注意水位（警戒水位）に達した時の信号
第 2 信号	5秒－6秒5秒－6秒5秒－6秒 ○－休止○－休止○－休止	消防機関の全員出動信号
第 3 信号	10秒－5秒10秒－5秒10秒－5秒 ○－休止○－休止○－休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
第 4 信号	1分－5秒1分－5秒 ○－休止○－休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号

(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

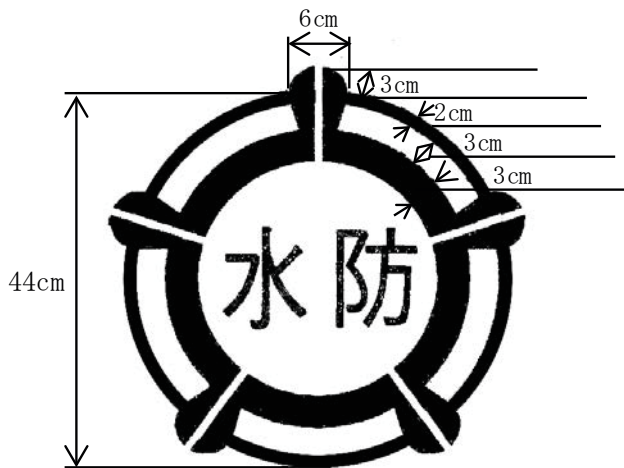
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

※資料編 7－3 7：水防信号

第 2 節 水防標識

法第 1 8 条の規定により、水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。

【標 旗】



※資料編 7 - 3 8 : 水防標識

第 3 節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

1 町の職員及び消防機関の身分証票

法第 4 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により、町の職員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は次のとおりである。

表	裏
<p>第 号 水防立入検査員証</p> <p>所 属 職 名 氏 名</p> <p>上記の者は、水防法第 4 9 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">音更町長 印</p>	<p style="text-align: center;">注 意</p> <p>(1) 本証は水防法第 4 9 条第 2 項による立入証である。</p> <p>(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。</p> <p>(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。</p> <p>(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。</p>

注：縦 9 c m、横 6 c m

※資料編 7 - 3 9 : 身分証票

第 1 2 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

1 費用負担

法第 4 1 条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

法第 2 3 条第 3 項及び第 4 項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける町の費用負担

法第 4 2 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部を、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事に斡旋を申請することができる。

第 2 節 公用負担

1 公用負担

法第 2 8 条第 1 項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次の別記様式 1 に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(別記様式 1)

9cm	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公用負担権限委任証</p> <p>住 所 職 名 氏 名</p> <p>上記の者に、 区域にお ける水防法第 2 8 条第 1 項の権限 行使について委任したことを証明 する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">水防管理者</p> <p style="text-align: right;">印</p>
	6cm

注：縦 9 c m、横 6 c m

※資料編 7 - 4 0：公用負担権限委託証

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次の別記様式 2 に定める公用負担命令票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(別記様式 2)

第 号	公用負担命令票
住 所 氏 名	
水防法第 2 8 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。	
1 目的物	
(1) 所在地	
(2) 名称	
(3) 種類 (又は内容)	
(4) 数量	
2 負担内容	
(使用、収用、処分について詳記すること)	
年月日	命令者職氏名印

(日本工業規格 A 4 判)

※資料編 7 - 4 1：公用負担命令票

4 損失補償

法第 2 8 条第 2 項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告するものとするとともに、十勝総合振興局は当該水防管理者からの報告について、国（帯広開発建設部）に報告するものとする。

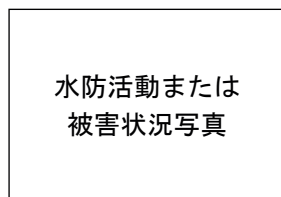
- (1) 消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

平成〇年台風〇号における水防活動
(北海道音更町消防団・平成〇年〇月〇日～〇日)

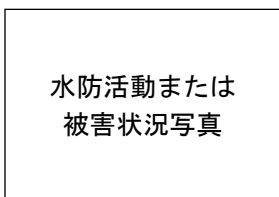
○概要

音更町消防団は、平成〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや町民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

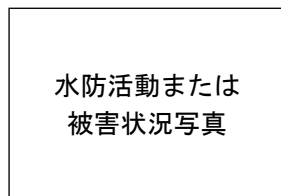
活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み（〇袋） ・避難誘導（〇世帯） ・排水作業（〇件）



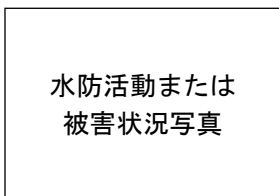
〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視



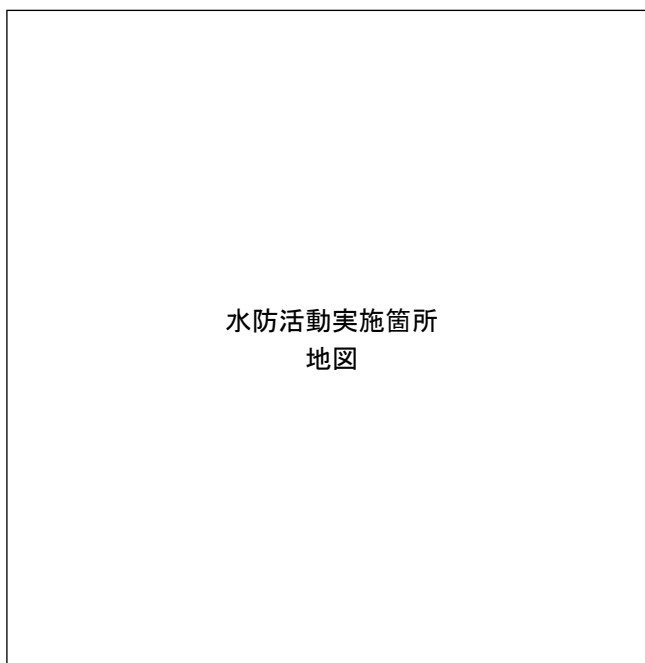
〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工



〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工



〇〇地区の浸水被害



2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書（別記様式3、資料編7-42）を作成の上、所定の期日までに十勝総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

(別記様式3)

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

(市町村名)

区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動 延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費		
							主要資材	その他資材	
県(都道府)分前 回 迄	—	—	円	円	円	—			
月 分	—	—				—			
月 分	—	—				—			
月 分	—	—				—			
月 分	—	—				—			
小 計	—	—	0	0	0	—			
累 計	—	—	0	0	0	—			
水防管理団体分前 回 迄	()					—			
月 分	()					—			
月 分	()					—			
月 分	()					—			
月 分	()					—			
小 計	0 ()	0	0	0	0	—			
累 計	0	0	0	0	0	0	円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

※資料編7-42：水防活動実施報告書

第 1 4 章 水防訓練

1 水防訓練

法第 3 5 条の規定により、指定水防管理団体は、毎年、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し水防技術の向上を図るものとする。

第15章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1 浸水想定区域の指定

法第14条の規定により、北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知するものとする。

2 浸水想定区域の公表

町では、洪水予報河川である十勝川及び音更川、水位周知河川である鈴蘭川について、浸水想定区域が公表されている。

なお、洪水予報河川である十勝川及び音更川の浸水想定区域には、法第14条に基づき、想定最大規模の浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域が明示されている。

※資料編3-4：音更町浸水想定区域図

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

法第15条第1項の規定により、音更町防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、音更町地域防災計画又は本計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あつた施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により音更町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

※資料編6-17：要配慮者利用施設一覧

5 洪水ハザードマップ等の配布等

法第15条第4項の規定により、浸水想定区域をその区域に含む町長は、音更町地域防災計画において定められた前記3（1）～（5）に掲げる事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第7条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を町民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

※資料編6-1：音更町洪水ハザードマップ

6 町民への周知

町は、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ等に記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、町民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。また、北海道開発局及び道は、洪水浸水想定区域を公表し、洪水時の避難体制の整備の支援に努めるものとする。